

条例 1 2 4 条に基づき県環境審議会への諮問を要する条項の改正案及び改正理由

改正後	改正前
<p>(カドミウム等の物質)</p> <p>第十九条 条例第二条第七項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 シアン化合物</p> <p>三 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(以下「メチルジメトン」という。))及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「EPN」という。)に限る。)</p> <p>四 鉛及びその化合物</p> <p>五 六価クロム化合物</p> <p>六 砒(ひ)素及びその化合物</p> <p>七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>八 ポリ塩化ビフェニル</p> <p>九 トリクロロエチレン</p> <p>十 テトラクロロエチレン</p> <p>十一 ジクロロメタン</p> <p>十二 四塩化炭素</p> <p>十三 一・二 ジクロロエタン</p> <p>十四 一・一 ジクロロエチレン</p> <p>十五 <u>一・二 ジクロロエチレン</u></p> <p>十六 一・一・一 トリクロロエタン</p> <p>十七 一・一・二 トリクロロエタン</p> <p>十八 一・三 ジクロロプロペン</p> <p>十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)</p> <p>二十 二クロロ 四・六 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(以下「シ</p>	<p>(カドミウム等の物質)</p> <p>第十九条 条例第二条第七項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 シアン化合物</p> <p>三 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(以下「メチルジメトン」という。))及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「EPN」という。)に限る。)</p> <p>四 鉛及びその化合物</p> <p>五 六価クロム化合物</p> <p>六 砒(ひ)素及びその化合物</p> <p>七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>八 ポリ塩化ビフェニル</p> <p>九 トリクロロエチレン</p> <p>十 テトラクロロエチレン</p> <p>十一 ジクロロメタン</p> <p>十二 四塩化炭素</p> <p>十三 一・二 ジクロロエタン</p> <p>十四 一・一 ジクロロエチレン</p> <p>十五 <u>シス-一・二 ジクロロエチレン</u></p> <p>十六 一・一・一 トリクロロエタン</p> <p>十七 一・一・二 トリクロロエタン</p> <p>十八 一・三 ジクロロプロペン</p> <p>十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)</p> <p>二十 二クロロ 四・六 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(以下「シ</p>

マジン」という。)

二十一 S 四 クロロベンジル=N・N ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)

二十二 ベンゼン

二十三 セレン及びその化合物

二十四 ほう素及びその化合物

二十五 弗(ふつ)素及びその化合物

二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 1・4 ジオキサン

マジン」という。)

二十一 S 四 クロロベンジル=N・N ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)

二十二 ベンゼン

二十三 セレン及びその化合物

二十四 ほう素及びその化合物

二十五 弗(ふつ)素及びその化合物

二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

【説明】

・平成24年5月25日に水質汚濁防止法施行令が改正され、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1・4-ジオキサンの3物質が新たに有害物質に追加された。これに伴い、法との整合性を図るため、上記3物質を群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める水質有害物質に追加する。

改正後

(特定排水規制基準)

第二十一条 条例第三十一条第一項に規定する特定排水規制基準は、水質有害物質による特定排水の汚染状態については別表第八の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の特定排水の汚染状態については別表第九の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の特定排水規制基準（ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準を除く。）にあっては水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法によって、ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準にあっては日本工業規格K〇-〇二の二十九・一に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。

別表第八（第二十一条関係）

水質有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二 ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一 ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス 一・二 ジクロロエチレ	一リットルにつき〇・四ミリグラム

改正前

(特定排水規制基準)

第二十一条 条例第三十一条第一項に規定する特定排水規制基準は、水質有害物質による特定排水の汚染状態については別表第八の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の特定排水の汚染状態については別表第九の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の特定排水規制基準（ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準を除く。）にあっては水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法によって、ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準にあっては日本工業規格K〇-〇二の二十九・一に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。

別表第八（第二十一条関係）

水質有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二 ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一 ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス 一・二 ジクロロエチレ	一リットルにつき〇・四ミリグラム

ン	
一・一・一 トリクロロエタン	ーリットルにつき三ミリグラム
一・一・二 トリクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三 ジクロロプロペン	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	ーリットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	ーリットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	ーリットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	ーリットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	ーリットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	ーリットルにつきほう素一〇ミリグラム
弗素及びその化合物	ーリットルにつき弗素八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ーリットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
<u>一・四 - ジオキサン</u>	<u>ーリットルにつき一・四 - ジオキサン〇・五ミリグラム</u>
備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法により特定排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

ン	
一・一・一 トリクロロエタン	ーリットルにつき三ミリグラム
一・一・二 トリクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三 ジクロロプロペン	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	ーリットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	ーリットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	ーリットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	ーリットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	ーリットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	ーリットルにつきほう素一〇ミリグラム
弗素及びその化合物	ーリットルにつき弗素八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ーリットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

【説明】

平成24年5月25日に、1,4 - ジオキサンが水質汚濁防止法上の有害物質に追加され、排水基準値も設定された。この排水基準値は水質汚濁防止法で定められた「特定事業場」に課せられるが、条例では法に定められた「特定事業場」に横出した形で「水質特定事業場」を定めている。そのため、水質特定事業場についても、法と同一の基準を課すことで、法との整合性を図るため特定排水規制基準値を追加するものである。（別表第8）

1,4 - ジオキサンの特定排水規制基準値「ーリットルにつき〇・五ミリグラム」を追加する。

改正後

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第二十七条 (略)

2 条例第四十四条第一項の必要な限度は、地下水に含まれる水質有害物質の量について別表第十の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値(以下「水質浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「水質測定点」という。)において当該地下水に含まれる水質有害物質の量が水質浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の水質特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が水質浄化基準を超えないこととなるようにこれらの者の水質特定事業場における水質有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる水質有害物質の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。

一から四まで (略)

別表第十(第二十七条関係)

水質有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム

改正前

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第二十七条 (略)

2 条例第四十四条第一項の必要な限度は、地下水に含まれる水質有害物質の量について別表第十の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値(以下「水質浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「水質測定点」という。)において当該地下水に含まれる水質有害物質の量が水質浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の水質特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が水質浄化基準を超えないこととなるようにこれらの者の水質特定事業場における水質有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる水質有害物質の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。

一から四まで (略)

別表第十(第二十七条関係)

水質有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム

ジクロロメタン	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
ー・二 ジクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
ー・ー ジクロロエチレン	ーリットルにつき〇・ーミリグラム
<u>ー・二 ジクロロエチレン</u>	<u>ーリットルにつきシス-ー・二-ジクロロエチレン及びトランス-ー・二-ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム</u>
ー・ー・ー トリクロロエタン	ーリットルにつきーミリグラム
ー・ー・二 トリクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
ー・三 ジクロロプロペン	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
チウラム	ーリットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
シマジン	ーリットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム
ベンゼン	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム
セレン及びその化合物	ーリットルにつきセレン〇・〇ーミリグラム
ほう素及びその化合物	ーリットルにつきほう素ーミリグラム
弗素及びその化合物	ーリットルにつき弗素〇・八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ーリットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ー〇ミリグラム
<u>塩化ビニルモノマー</u>	<u>ーリットルにつき塩化ビニルモノマー</u>
<u>ー・四-ジオキサン</u>	<u>ーリットルにつきー・四-ジオキサン</u>
備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく測定方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

ジクロロメタン	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
ー・二 ジクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
ー・ー ジクロロエチレン	ーリットルにつき〇・ーミリグラム
シス ー・二 ジクロロエチレン	ーリットルにつき〇・〇四ミリグラム
ー・ー・ー トリクロロエタン	ーリットルにつきーミリグラム
ー・ー・二 トリクロロエタン	ーリットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
ー・三 ジクロロプロペン	ーリットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
チウラム	ーリットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
シマジン	ーリットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム
ベンゼン	ーリットルにつき〇・〇ーミリグラム
セレン及びその化合物	ーリットルにつきセレン〇・〇ーミリグラム
ほう素及びその化合物	ーリットルにつきほう素ーミリグラム
弗素及びその化合物	ーリットルにつき弗素〇・八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ーリットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ー〇ミリグラム
備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく測定方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

【説明】

・平成24年5月25日に、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが水質汚濁防止法上の有害物質に追加され、地下水の浄化措置命令に係る浄化基準も設定された。これら3物質について法との整合を図るため、地下水に含まれる水質有害物質の水質浄化基準値を追加するものである。(別表第10)

1,2-ジクロロエチレンの水質浄化基準値を、シス体、トランス体の合計量として0.04mg/L、塩化ビニルモノマーの水質浄化基準値を0.002mg/L、1,4-ジオキサンの水質浄化基準値を0.05mg/Lとして追加する。